

大阪市営住宅等使用許可書

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

使用者

住所 ○○市○○
氏名・名称 ○○ ○○様
(団体の場合は代表者)大阪市長 ○○ ○○
(担当：都市整備局住宅部)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった大阪市営住宅及び大阪市営住宅附帯駐車場（以下「市営住宅等」という）を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用許可市営住宅及び駐車場)**第 1 条** 使用を許可する物件は、次のとおりとする。所在地 大阪市○○区○○
住宅名 大阪市営○○住宅
使用部分 ○号棟○○号室
駐車場**(使用する目的)****第 2 条** 使用目的は、「市営住宅等の小規模保育事業への活用実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づく小規模保育事業所として使用するものとする。**(使用期間)****第 3 条** 使用期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。なお、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了前 1 ヶ月までに市長に申請しなければならない。**(使用料)****第 4 条** 使用料は、住宅 月額 円／戸、駐車場 月額 円 とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。**(保証金)****第 5 条** 敷金 円、保証金 円を納期限までに本市に納入しなければならない。**(使用許可の条件)****第 6 条** 使用許可の条件は以下のとおりとする。

- 市営住宅等の使用者は、使用許可申請書に記載の活動を行うこと。
- 市営住宅等の使用者は、使用物件について、模様替又は工作物を設置しようとする

ときは、事前に市長の承認を受けなければならない。

- (3) 市営住宅等の使用者は、活動拠点を示すための看板又はポスターの掲示について、別に定める基準により行うこと。
- (4) 市営住宅等の使用を終了しようとするときは、使用を終了しようとする日の1ヶ月前までに市長に届け出て、市の検査を受け、使用終了日までに退去すること。
- (5) 使用許可期間中であっても、市営住宅建替え事業等本市の事業に伴い明渡しを請求されたときは、当該市営住宅等を速やかに明渡すこと。また、その際には市営住宅等明渡し後の移転先の確保、及び明渡しに関する補償はしないものとする。
- (6) 市営住宅等の使用者は、定められた目的以外の用に使用すること及び使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供することをしてはならない。なお、駐車場においては、承認を受けた自動車以外の自動車を駐車してはならない。
- (7) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼしてはならない。
- (8) 宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）や政治上の主義の推進・支持・反対を目的とした活動（政治によって実現しようとする基本的な原理・原則の推進・支持・反対を目的とすること、もしくはこれらに類する活動。チラシの配布やポスター等の掲示を含む。）を行ってはならない。
- (9) 特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的とした活動（チラシの配布やポスター等の掲示を含む）をしてはならない。
- (10) 前各号及びその他の条項並びに「要綱」に定める事項を厳守しなければならない。

（経費の負担）

第7条 市営住宅の使用者は「要綱」第15条に定める費用（共同施設の使用に要する費用及びその他住宅の使用に要する費用）を負担しなければならない。

（許可の取り消し）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき
- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に規定する義務を履行しないとき
- (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき
- (4) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があったとき
- (5) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき
- (6) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、暴力団員であると認められるとき
- (7) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (8) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (9) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (10) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、

第6号から前号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

(11) その他市長が、使用条件を満たさなくなると認めるとき

- 2 前項の規定により使用許可を取り消された場合は、速やかに市営住宅等を明渡さなければならない。
- 3 市長が市営住宅について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間について、毎月、住宅使用料の2倍に相当する額の金額を支払わなければならない。
- 4 市長が駐車場について使用許可を取り消した時は、取消日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、毎月、駐車場使用料の2倍に相当する額の金額を支払わなければならない。
- 5 前4項の場合において、使用者は当該使用許可の取消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第9条 使用者が使用を終了しようとするとき、市長が使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了し引き続き使用を許可しないときは、使用者は、速やかに自己の費用で使用物件を原状に回復して返還のうえ、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

- 2 前項により行う検査において、原状回復が不完全な場合は、市長がこれを行い、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として市長に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求することができない。

(実地調査等)

第12条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(申請内容の変更)

第13条 本使用許可において、申請の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、承認を得なければならない。

(疑義の決定)

第14条 本使用許可の各条項に関し疑義のあるとき、その他使用について疑義が生じたときは、全て市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。